

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

異なるワクチンの接種間隔の見直しについて（周知）

異なるワクチンの接種間隔については、「「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について」（令和 2 年 2 月 4 日付け健発 0204 第 5 号厚生労働省健康局長通知）により「定期接種実施要領」の改正について、「異なるワクチンの接種間隔に係る添付文書の「使用上の注意」の改訂について」（令和 2 年 2 月 28 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡）（以下「改訂指示事務連絡」という。）によりワクチンの「使用上の注意」の改訂について、ご連絡したところです。

令和 2 年 10 月 1 日から、異なるワクチンの接種間隔の見直しが適用されるにあたり、下記の事項につきまして貴管下の医療機関等に対して周知をお願いいたします。
なお、日本製薬団体連合会等に本通知の写しを送付することを申し添えます。

記

1. 異なるワクチンの接種間隔の見直し等が行われる定期接種実施要領の改正は、令和 2 年 10 月 1 日より適用されること。
2. 異なるワクチンの接種間隔の見直しに関するワクチンの添付文書の改訂についても、令和 2 年 10 月 1 日付けで行われること。
3. 季節性インフルエンザワクチンについては、改訂指示事務連絡のとおり、令和 2 年 9 月 30 日以前に出荷される製品に、同年 10 月 1 日付けで改訂予定の添付文書が同梱されることに留意いただきたいこと。また、同日以前に季節性インフルエンザワクチンの接種を行う場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページに掲載された添付文書情報を参照されたいこと。

4. 2. 及び3. について、別添のとおり、ワクチンの製造販売業者により、連名でその内容をお知らせする文書が作成されていること。